



はじめに

本市では、平成13年度に保健・医療・福祉部門の総合的な計画である「新潟市保健医療福祉計画」を策定し、障がい者の地域生活の支援などノーマライゼーションの理念に基づいた障がい者施策を、総合的に推進してきました。

この間、利用者本位のサービス提供を行う支援費制度の開始や、障害者基本法の改正、そして障害者自立支援法の制定など、障がい者を取り巻く社会環境は大きく変動してきました。

こうした中、このたび、「障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参加・参画し、安心して暮らすことのできる地域社会」を目指す「新潟市障がい者計画」と、障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていくための「新潟市障がい福祉計画」を策定いたしました。

二つの計画では、「地域生活の支援体制の充実」、「自立支援と教育の充実」、そして「ノーマライゼーション社会の実現」を基本目標として、障がい者の入所施設から地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行などへの支援をこれまで以上に進めていくこととしております。

これらの目標を実現し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をつくり上げていくためには、行政や関係機関・団体だけではなく、市民の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。

新潟市は、平成19年4月に、本州日本海側初の政令指定都市として新たなスタートを切りますが、今後とも「安心と共に育つ、くらし快適都市」の実現に向けて、障がいのある人の自立支援を推進してまいりますので、皆さまの一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、熱心にご審議、ご検討いただきました「新潟市障がい者計画等策定検討委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました市民の皆さまに対し、心からお礼申し上げます。

平成19年3月

新潟市長 篠田 昭

目次

第1部 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 基本理念	3
4 計画期間	4
5 障がい者とは	4
6 計画の構成	5
7 新潟市における障がい者の状況	6
8 新潟市における障がい者のニーズ	12
第2部 各論	15
1 地域生活の支援	15
(1) 相談支援体制の充実	15
(2) 在宅サービスの充実	16
(3) 経済的な支援	17
(4) サービス基盤の充実	18
(5) 地域生活を支える人づくり	19
(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援	20
(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実	21
(8) 権利擁護の推進	22
2 保健・医療・福祉の充実	23
(1) 障がいの予防と早期発見・早期対応	23
(2) 医療及びリハビリテーションの充実	24
(3) 精神保健と医療施策の推進	25
(4) 発達障がい等新しい分野への対応	25
3 雇用促進と就労支援	27
(1) 雇用促進と一般就労の支援	27
(2) 福祉的就労の支援	28
4 療育・教育の充実	30
(1) 一貫した相談支援体制の整備	30
(2) 就学前療育の充実	30
(3) 学校教育の充実	31
(4) 放課後等活動の充実	32

5	生活環境の整備	33
	(1) 住宅環境の整備	33
	(2) 安心・安全なまちづくりの推進	34
	(3) 防災対策の推進	34
6	啓発・広報活動の推進	36
	(1) 障がいと障がい者に対する理解の普及	36
	(2) 福祉教育の推進	37
	(3) ボランティア活動の支援・推進	37
7	計画の推進体制	39
	(1) 庁内の協力体制	39
	(2) 当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力	39
	(3) 計画の推進	39
	(参考資料) 主な事業の概要	41

資料編

1	計画策定関係資料	55
	(1) 計画の策定経過	55
	(2) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会設置要綱	57
	(3) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会委員名簿	59
2	主な用語解説	60
3	障害者基本法	67

市民憲章

わたしたちをめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流が海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐににむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。

わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみのり。

新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。

新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。

新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。

新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年4月1日制定)

「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、この計画を含めて、原則的にひらがなで表記することとしました。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。



新潟市障がい者計画

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

国においては、平成14年12月に「障害者基本計画」が策定され、従来の「障害者対策に関する新長期計画」での「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、10年間の基本的な方向が示されました。この計画は、建物や情報などソフト・ハード両面にわたる「社会全体でのバリアフリー化の推進」、障がい者一人ひとりのニーズに対応して総合的かつ適切な支援を実施する「利用者本位の支援」などの視点に立った内容となっています。

平成15年4月からは、行政による「措置」から、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位の福祉サービス提供を行う「支援費制度」へと仕組みが大きく変わり、障がい者本人と事業者間の契約方式に移行されました。支援費制度の施行により、新たに福祉サービスの利用者が増えるなど、障がい者が地域生活を進める上での支援が大きく前進しましたが、将来的に利用者の増加が見込まれる中で制度を安定的、持続的なものにする事、精神障がい者が支援費制度の対象になっていないといった課題もあり、その後、平成18年4月に、今まで身体、知的、精神障がいの「三障がい」種別ごとに施策が展開されてきたものを、利用する福祉サービスによって施策の一元化を図る「障害者自立支援法」が施行され、障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援の仕組みが定められました。

新潟県においては、平成13年度から平成17年度を計画期間とした「新潟県健康福祉計画～新潟ハートプラン」が策定され、「ノーマライゼーション」を基本理念として、福祉サービス等の具体的な数値目標を掲げ、障がい者施策が総合的・計画的に推進されてきました。また、平成18年3月には、新潟ハートプランの理念を継承した平成18年度から28年度までの、「新潟県障害者計画」が策定されています。

新潟市では、平成13年度から平成18年度までの「新潟市保健医療福祉計画」において、障がい者の地域生活を支援するため、ホームヘルパー派遣をはじめとした各種支援事業やグループホームといった生活の場の確保を図るための施策を推進して

きたほか、平成14年度に策定した「新潟市交通バリアフリー基本構想」により、障がい者等の公共交通機関利用の際における移動の利便性・安全性の向上に努めてきました。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、保健，福祉，医療，教育など広い分野にわたる障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、障がいのある人が地域社会の中で真に自立して生活していくためには、一般就労支援への取り組みや福祉的就労に対する支援の強化，地域での相談体制の確立など様々な課題が残されています。

新しい障がい者計画では、「障害者基本法」の改正、「発達障害者支援法」及び「障害者自立支援法」の施行など障がい者施策の大きな転換期を迎えた中で、新しい状況や様々な課題に対応すべく、入所施設から地域生活への移行，入院中の精神障がい者の地域生活への移行，福祉施設から一般就労への移行を推進します。そして、障がい者自らが参加・参画し、「障がいのある人の自立」のために、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し、支え合い、共に暮らすことができる地域社会を目指します。また障がい者が地域社会の一員として安心して自立した地域生活を送ることができるよう、障がい者の社会参加を促進するとともに、就労を含めた自立支援や地域生活支援の充実を図り、地域生活の支援，保健，医療，雇用，教育，生活環境，啓発・広報など幅広い分野を対象とした新たな障がい者施策の計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は「新・新潟市総合計画」を上位計画とする計画で、「障害者基本法第9条第3項」の規定に基づく、「障害者計画」であり、今後の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。従って、「新・新潟市総合計画」やその他「新潟市健康・福祉ビジョン」とも整合性のある計画となっています。

3 基本理念

障がいの有無にかかわらず，社会の対等な構成員として，あらゆる活動に参加，参画することを可能にするために必要な施策を講ずることにより，安心して暮らすことのできる地域社会を目指す。

地域には様々な人が生活しています。誰もが自由に参加，参画できる共生の地域社会は，その地域で生活している人たちがお互いの個性を認め合い，尊重し，それぞれの役割と責任を持って主体的に取り組むことにより，実現可能となるものです。

障がい者の地域社会への参加，参画をいつでも確かなものとするためには，障がい者の活動を制約している要因を除くとともに，障がい者が自らの能力を最大限発揮し，自己実現できるよう支援することが必要です。そのために，「地域生活の支援体制の充実」，「自立支援と教育の充実」，「ノーマライゼーション社会の実現」を基本目標に掲げ，障がい者が必要に応じて周囲のサポートを受けながら，自立して生活を送り，社会参加できる地域社会の実現を目指します。

【基本目標】

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう，障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに，身近な事柄を気軽に相談できる体制等の充実を図り，地域全体で障がい者とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と，退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために，様々な基盤整備を行ないます。

障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに，障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立支援と教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう，雇用の促進や就労を支援するとともに適切な教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

ノーマライゼーション社会の実現

障がいの有無にかかわらず，一人ひとりが互いに尊重し，共に支えあう社会作りを推進するために，障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに，環境の整備にも努めます。

4 計画期間

本計画の期間は，平成19年度から平成23年度の5年間とします。

5 障がい者とは

この計画の「障がい者」とは，障害者基本法等に基づき，「身体障がい，知的障がい，精神障がいがあるため，あるいは，てんかん，発達障がい，難病による障がいがあるため，継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限，制約を受け，生活上の支障があり，支援を必要とする人」とします。したがって，各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく，継続的に支援を必要とする人を，広く「障がい者」ととらえます。

なお，「障がい者」の範囲については，障害者自立支援法等に基づき，今後検討が行われることとされています。

6 計画の構成

障がい者計画の構成は、次のとおりです。

総 論

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず，社会の対等な構成員として，あらゆる活動に参加，参画することを可能にするために必要な施策を講ずることにより，安心して暮らすことのできる地域社会を目指す。

基本目標

各 論

地域生活の 支援体制の充実

1．地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援
(4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり
(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援
(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実 (8) 権利擁護の推進

2．保健・医療・福祉の充実

- (1) 障がいの予防と早期発見・早期対応 (2) 医療及びリハビリテーションの充実
(3) 精神保健と医療施策の推進 (4) 発達障がい等新しい分野への対応

自立支援と 教育の充実

3．雇用促進と就労支援

- (1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉的就労の支援

4．療育・教育の充実

- (1) 一貫した相談支援体制の整備 (2) 就学前療育の充実 (3) 学校教育の充実
(4) 放課後等活動の充実

ノーマライゼーション 社会の実現

5．生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 (3) 防災対策の推進

6．啓発・広報活動の推進

- (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及 (2) 福祉教育の推進
(3) ボランティア活動の支援・推進

7．計画の推進体制

- (1) 庁内の協力体制 (2) 当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力
(3) 計画の推進

7 新潟市における障がい者の状況

平成17年3月21日に3市4町5村と合併。同年10月10日には1町と合併した経緯により、平成17年度における人数については、合併後の新・新潟市のベースのものですが、平成15年度以前は合併前の旧・新潟市の人数によります。

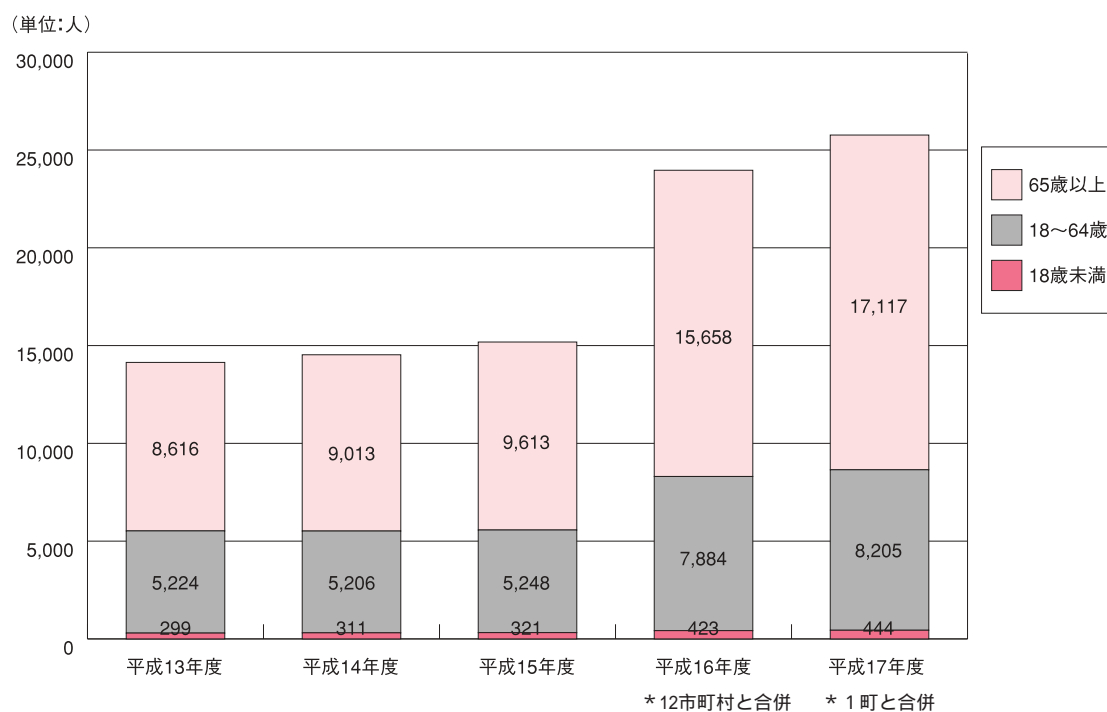
なお、「身体・知的・精神」の「三障がい」については、手帳所持者の状況を記載していますが、その他にも手帳を所持していない障がい者もいます。

【身体障がい者】

身体障害者手帳所持者の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者の状況をみると、65歳以上の高齢者が約3分の2（平成17年度）を占めており、その比率は、年々上昇しています。

図表1-1 身体障害者手帳所持者の推移



(単位:人〔各年度末〕)

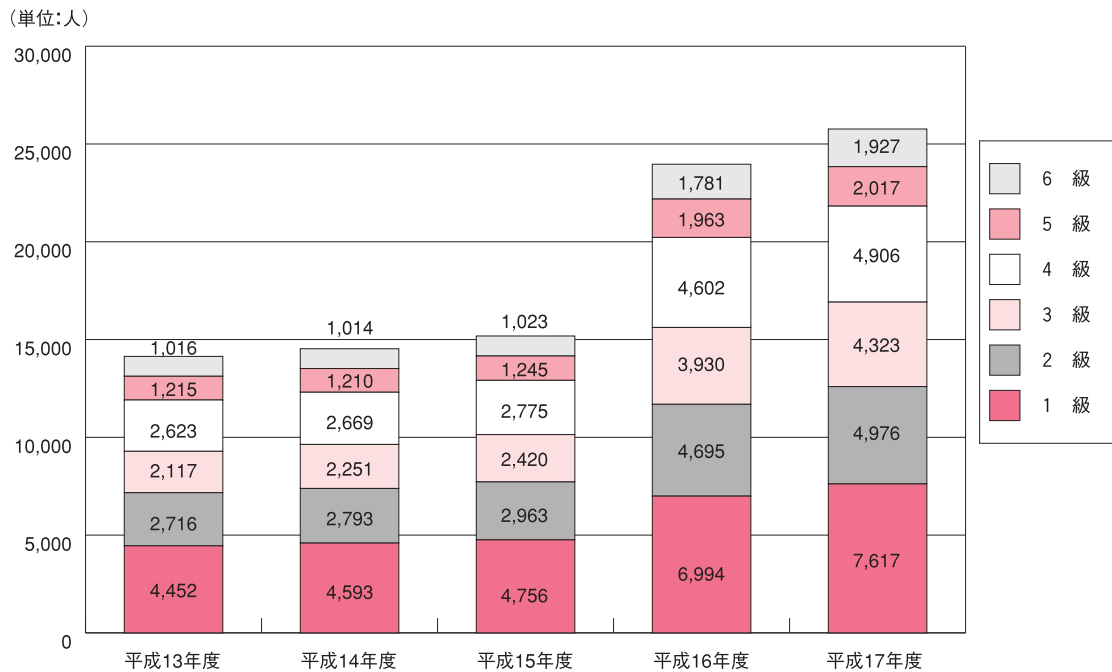
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
18歳未満	299	311	321	423	444
18～64歳	5,224	5,206	5,248	7,884	8,205
65歳以上	8,616	9,013	9,613	15,658	17,117
合計	14,139	14,530	15,182	* 23,965	* 25,766

* 内訳 旧新潟市 15,602 16,225
合併市町村 8,363 9,541

等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別に身体障害者手帳の所持者をみると、1級及び2級の重度障がい者が、約半数を占めています。

図表1 - 2 等級別身体障害者手帳所持者の推移



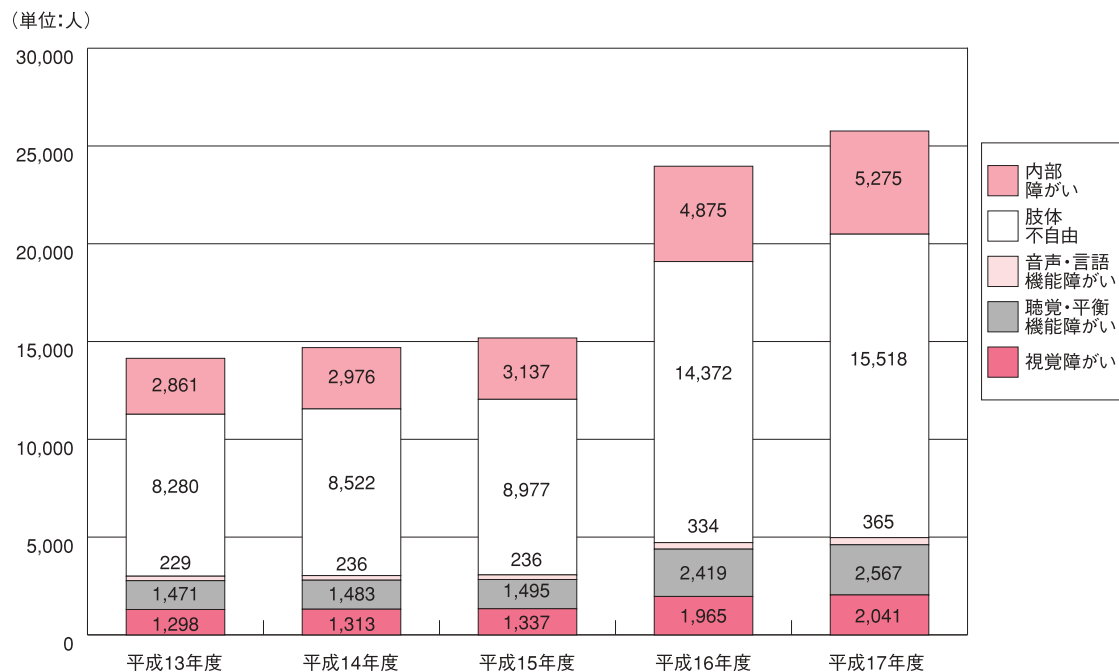
(単位:人〔各年度末〕)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 級	4,452	4,593	4,756	6,994	7,617
2 級	2,716	2,793	2,963	4,695	4,976
3 級	2,117	2,251	2,420	3,930	4,323
4 級	2,623	2,669	2,775	4,602	4,906
5 級	1,215	1,210	1,245	1,963	2,017
6 級	1,016	1,014	1,023	1,781	1,927
合 計	14,139	14,530	15,182	23,965	25,766

障がい別身体障害者手帳所持者の推移

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者の状況を見ると、「肢体不自由」の割合が最も高く、約6割を占めています。

図表1-3 障がい別身体障害者手帳所持者の推移



(単位:人〔各年度末〕)

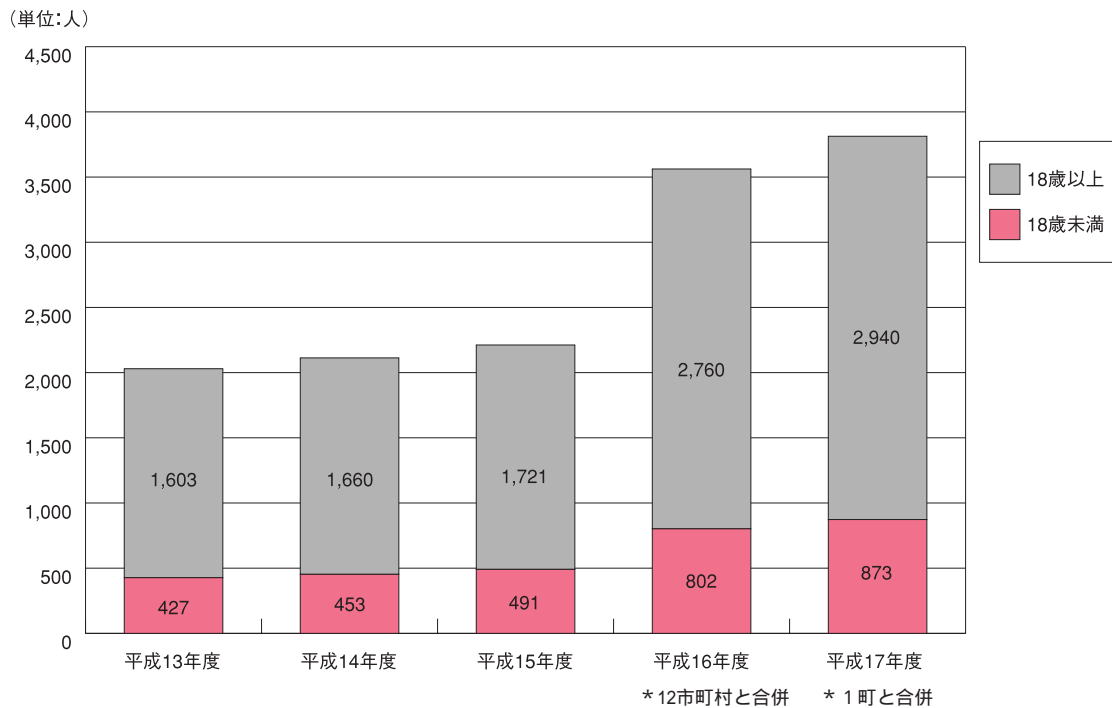
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
視覚障がい	1,298	1,313	1,337	1,965	2,041
聴覚・平衡機能障がい	1,471	1,483	1,495	2,419	2,567
音声・言語機能障がい	229	236	236	334	365
肢体不自由	8,280	8,522	8,977	14,372	15,518
内部障がい	2,861	2,976	3,137	4,875	5,275
合計	14,139	14,530	15,182	23,965	25,766

【知的障がい者】

療育手帳所持者の推移

年齢別に療育手帳所持者の状況をみると、全体の増加率と比較して、18歳未満の手帳所持者の増加率が高くなっています。

図表 2 - 1 療育手帳所持者の推移



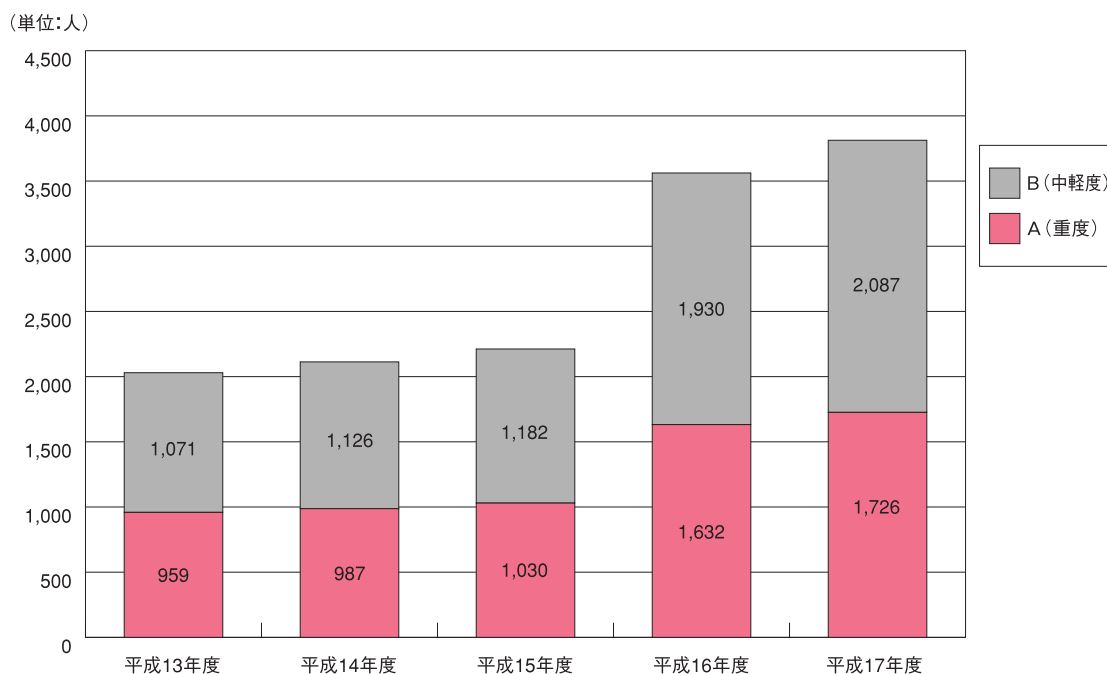
(単位:人〔各年度末〕)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
18歳未満	427	453	491	802	873	
18歳以上	1,603	1,660	1,721	2,760	2,940	
合計	2,030	2,113	2,212	* 3,562	* 3,813	
			* 内訳	旧新潟市	2,302	2,492
			合併市町村	1,260	1,321	

障がい程度別療育手帳所持者の推移

障がい程度別に療育手帳所持者の状況を見ると、平成17年度はB（中軽度）が54.7%となっており、全体に占めるB（中軽度）の手帳所持者の割合が、年々高くなっています。

図表 2 - 2 障がい程度別療育手帳所持者の推移



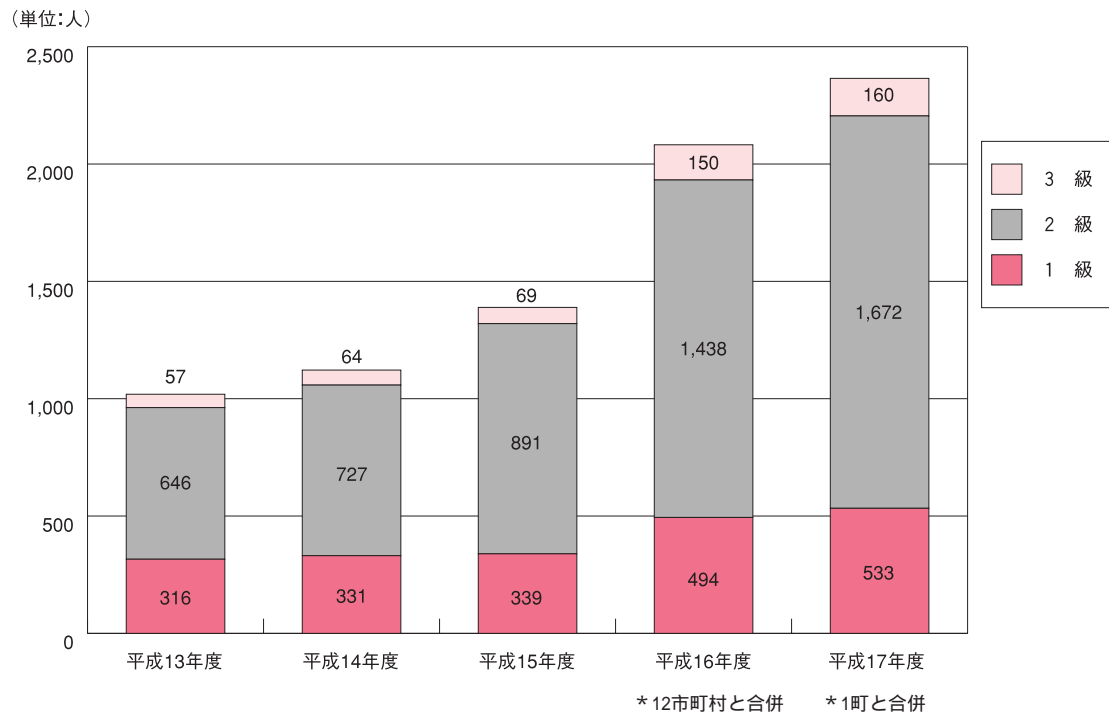
(単位:人〔各年度末〕)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
A(重度)	959	987	1,030	1,632	1,726
B(中軽度)	1,071	1,126	1,182	1,930	2,087
合計	2,030	2,113	2,212	3,562	3,813

【精神障がい者】

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、等級別では、2級の手帳所持者が平成17年度で70.7%となっており、全体に占める割合、増加率とも高くなっています。

図表3 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(単位:人〔各年度末〕)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 級	316	331	339	494	533
2 級	646	727	891	1,438	1,672
3 級	57	64	69	150	160
合 計	1,019	1,122	1,299	* 2,082	* 2,365
			* 内訳 旧新潟市	1,501	1,638
			合併市町村	581	727

8 新潟市における障がい者のニーズ

障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」及び障害者自立支援法に基づく「新潟市障がい福祉計画」を策定するにあたり，市域における障がい者の実態やニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の基本概要

調査地域 新潟市域
基準日 平成17年11月1日

	身体障害者 手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉 手帳所持者
対象(全手帳所持者)	25,780人	3,788人	2,303人
標本数	4,022人	対象者全員に アンケート	対象者全員に アンケート
有効回収数 (有効回収率)	2,298人 (57.1%)	2,212人 (58.4%)	1,248人 (54.2%)

* 身体障がい者については，調査対象者のうち65歳以上の場合，障がい福祉サービスよりも介護保険サービスが優先となることから，標本数としては65歳以上の支援費サービス受給者222人全員と65歳未満からは無作為抽出者3,800人としました。(合計4,022人)

(2) 障がい福祉施策への要望(3つまで複数回答：主なものの上位)

【身体障害者手帳所持者】

1.(54.3%) 年金や手当などの所得保障の充実

* 要望の多い障がい種別(以下同じ)

内部障がい 61.6% 肢体不自由 53.4%

2.(41.1%) 医療費の負担軽減

* 内部障がい 52.4% 肢体不自由 38.7%

3.(20.4%) 障がい者向け公営住宅や福祉ホーム等の障がい者が暮らしやすい住宅の整備

* 音声・言語・そしゃく機能障がい 23.3% 肢体不自由 22.4%

4 .(19.7%) 障がい者の就労や雇用施策の充実

- * 聴覚または平衡機能障がい 25.6%
- 音声・言語・そしゃく機能障がい 23.3%

5 .(15.7%) 総合的な相談や社会生活支援を行う事業の充実

- * 視覚障がい 22.2%
- 音声・言語・そしゃく機能障がい 20.0%

【療育手帳所持者】

- 1 .(43.9%) 年金や手当などを増やしてほしい
- 2 .(23.6%) 病院などでかかるお金を減らしてほしい
- 3 .(22.0%) 生活や訓練に必要な福祉施設
- 4 .(18.4%) 生活に必要なサービス
- 5 .(16.2%) まわりの人に理解してほしい

(3) 充実して欲しい施設やサービス , 制度など (3つまで複数回答 : 主なものの上位)

【精神障害者保健福祉手帳所持者】

- 1 .(28.8%) 通院医療費公費負担制度
- 2 .(23.4%) 入院医療費助成制度
- 3 .(20.8%) 住民税・所得税等の障害者控除
- 4 .(11.9%) 作業所
- 5 .(10.4%) ホームヘルプサービス

